



中津市監査委員告示第 19 号

令和3年9月28日付け中監第371号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年10月12日

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

令和3年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名]</p> <p style="padding-left: 20px;">中津市土地開発公社</p> <p>[補助金等名]</p> <p style="padding-left: 20px;">出資金[500万円]</p> <p>[所管部局・課]</p> <p style="padding-left: 20px;">総合政策課 まちづくり推進室</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①中津市土地開発公社処務規則第10条第1項に定める役員報酬については、別に定める「中津市土地開発公社の監事の報酬に関する規程」に基づき監査業務に対する監事への報酬が適切に支払われている。一方で、同条第2項に定められる費用弁償については、同監査業務の際には支払われていない。 市職員以外の役員については、状況に応じ中津市職員等の旅費に関する条例の規定に基づく交通費の費用弁償を支払うべきではないか。</p> <p>②預金通帳及び定期預金証書並びに公社印等の印鑑については、中津市が示す「公金の取扱い等にかかる指針」に従い、施錠可能な保管場所において適切に管理されている。 については、更に安全な保管管理を行うため、1年間に取り扱うことのない定期預金証書については会計課重量金庫での保管を行うよう検討を求める。</p>	<p>①ご指摘の監査業務に係る費用弁償につきましては、当公社の監事は代々、市の代表監査委員及び市議会議員に就任いただいております。市との二重払いを懸念して支払いを行っておりませんでした。 よって、次回の監査からは、関係課とも連絡調整し、市の用務としての来庁の有無を確認した上で、必要な旅費については費用弁償として支払うように改めます。</p> <p>②ご指摘の定期預金証書の保管方法については、市会計課に保管依頼を行いました。今後もより安全な管理体制の実現に努めて参ります。</p>	

II. 所管課に対する事項

(要望事項)

①米山公園用地取得造成事業は平成6年度に市の都市計画課(当時)より委託された公有地取得事業である。

取得した用地は平成10年度以降市による一部買戻しが進められたものの、その間の土地利用計画見直し等の政策転換により、24,643.28㎡が残地として保有されたままにある。

これには定期的な草刈り等の維持管理費を負うだけでなく、地元においても未活用の土地は地域振興に寄与しないばかりか、地域の安全にも不安を与えかねません。

中津市の都市計画を司る貴課におかれては、所管する中津市土地開発公社との連携を密にし、残地が有効活用される方策を導かれるよう一層の努力を望みます。

①中津市土地開発公社が保有する残地の活用方法については、現在関係課と検討会議を行い、また、地元の役員会に出席して説明を行うなど、調整を行いながら検討を進めているところです。今後とも庁内関係部署との連携を密にしながら、中津市民にとって有益なものとして早期の処分が可能となるよう努めて参ります。